

池田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（案）の概要

1 条例制定の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による水道法の一部改正により、水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準、水道技術管理者の資格基準について、政令で定める資格を参酌して地方公共団体が独自に基準を条例で定めることとされました。そのため、本町においても本条例を制定するものです。

2 水道法の一部改正の概要

水道法第12条（技術者による布設工事の監督）

- 1 水道事業者は、水道の布設工事（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。）を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。
- 2 前項の業務を行う者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

水道法第19条第3項（水道技術管理者）

水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

3 条例の内容

布設工事監督者の資格基準については、政令を参酌した結果、池田町水道事業の実情から一部実務従事年数の基準等を追加して条例で定めます。

水道技術管理者の資格基準については、参酌した結果、政令で定める基準と同様の内容とします。

政令で定める基準で旧制大学、旧専門学校、旧中等学校卒業の職員は、本町において存在しないことから、条例に規定しないこととします。

＜条例で制定する資格基準等の内容＞

項 目	町条例制定（案）	参酌基準
布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事の範囲	（布設工事監督者を配置する工事） 水道施設の新設又は次の各号に掲げる増設若しくは改造の工事とする。 （１）１日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事 （２）沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模な改造に係る工事	参酌基準どおり（水道法施行令第３条）
布設工事監督者の資格基準	（布設工事監督者の資格） 布設工事監督者が有すべき資格 （１）大学の土木工学科において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、２年以上水道に関する技術上の実務経験を有する者 （２）大学の土木工学科において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、３年以上水道に関する技術上の実務経験を有する者 （３）短期大学又は高等専門学校の土木科を卒業した後、５年以上水道に関する技術上の実務経験を有する者 （４）高等学校又は中等教育学校の土木科を卒業した後、７年以上水道に関する技術上の実務経験を有する者 （５）１０年以上水道の工事に関する技術上の実務経験を有する者 （６）大学院研究科において１年以	参酌基準（水道法施行令第４条・同法施行規則第９条）に以下のものを追加し、削除する。 （追加部） （１）池田町水道事業において、５年以上水道工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （２）水道技術管理者の資格を有する者 （削除部） （１）旧大学令（大正７年勅令第３８８号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （２）旧専門学校令（明治３６年勅令第６１号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、５年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

	上衛生工学又は水道工学を専攻して卒業した後、1年以上水道に関する技術上の実務経験を有する者 (7) 大学の専攻科において衛生工学又は水道工学を専攻修了して卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務経験を有する者 (8) 外国の学校において学校教育法による学校でそれぞれ1号から4号の学科目と同等以上に修得して卒業した後、それぞれ1号から4号の水道に関する技術上の実務経験を有する者 (9) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。)で、1年以上水道に関する技術上の実務経験を有する者 <u>(10) 池田町水道事業において、5年以上水道工事に関する技術上の実務経験を有する者</u> <u>(11) 水道技術管理者の資格を有する者</u> 2 簡易水道については、前項の(1)から(9)の実務経験年数のそれぞれ2分に1以上とする	(3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
水道技術管理者の資格基準	(水道技術管理者の資格) 水道技術管理者が有すべき資格 (1) 簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者 (2) 大学の土木工学以外の工学、理学、農学、医学又は薬学に関する学科目を卒業した後、4年以上水道	参酌基準(水道法施行令第6条・同法施行規則第14条) どおり

	に関する技術上の実務経験を有する者 (3) 短期大学又は高等専門学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学又は薬学に関する学科目を卒業した後、6 年以上水道に関する技術上の実務経験を有する者 (4) 高等学校又は中等教育学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学又は薬学に関する学科目を卒業した後、8 年以上水道に関する技術上の実務経験を有する者 (5) 10 年以上水道に関する技術上の実務経験を有する者 (6) 大学の工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、5 年以上水道に関する技術上の実務経験を有する者 (7) 短期大学又は高等専門学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、7 年以上水道に関する技術上の実務経験を有する者 (8) 高等学校又は中等教育学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、9 年以上水道に関する技術上の実務経験を有する者 (9) 外国の学校において学校教育法による学校でそれぞれ 2 号から 8 号の学科目と同等以上に修得して卒業した後、それぞれ 2 号から 8 号の水道に関する技術上の実務経	
--	--	--

	験を有する者 (10) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 (11) 簡易水道又は1日最大給水量が1000立方メートル以下である専用水道については、前項の(2)から(9)の実務経験年数のそれぞれ2分に1以上とする	
--	---	--